

第 2 2 回 新潟市景観審議会

日 時 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
会 場 新潟市役所本庁舎 本館 6 階 議会第 3 委員会室

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 屋外広告物活用地区の指定について

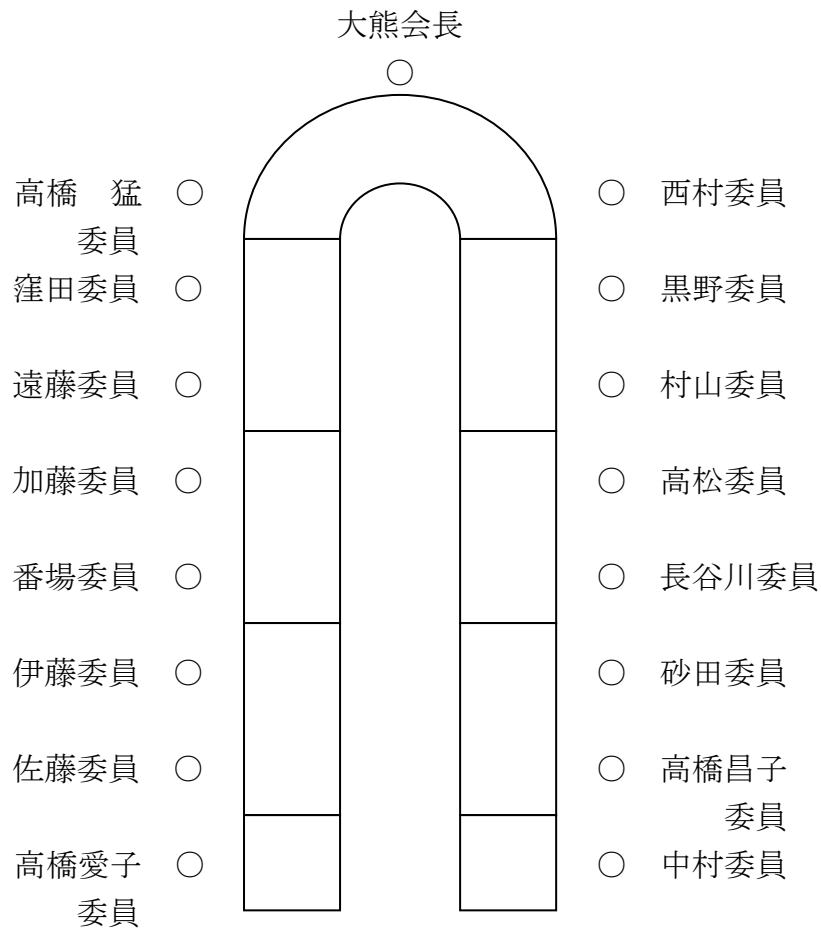
(2) 萬代橋周辺における事業の進め方について

(3) その他

4 閉 会

第 2 2 回新潟市景観審議会 座席表

日 時 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から
会 場 新潟市役所本庁舎 本館 6 階 議会第 3 委員会室



屋外広告物 活用地区の 指定について

第22回新潟市景観審議会

平成25年10月24日(木)

13:30～

市役所本館第3委員会室

1. 広告物活用地区とは
2. 屋外広告物条例の概要について
3. 広告物活用地区素案について
4. 今後のスケジュール

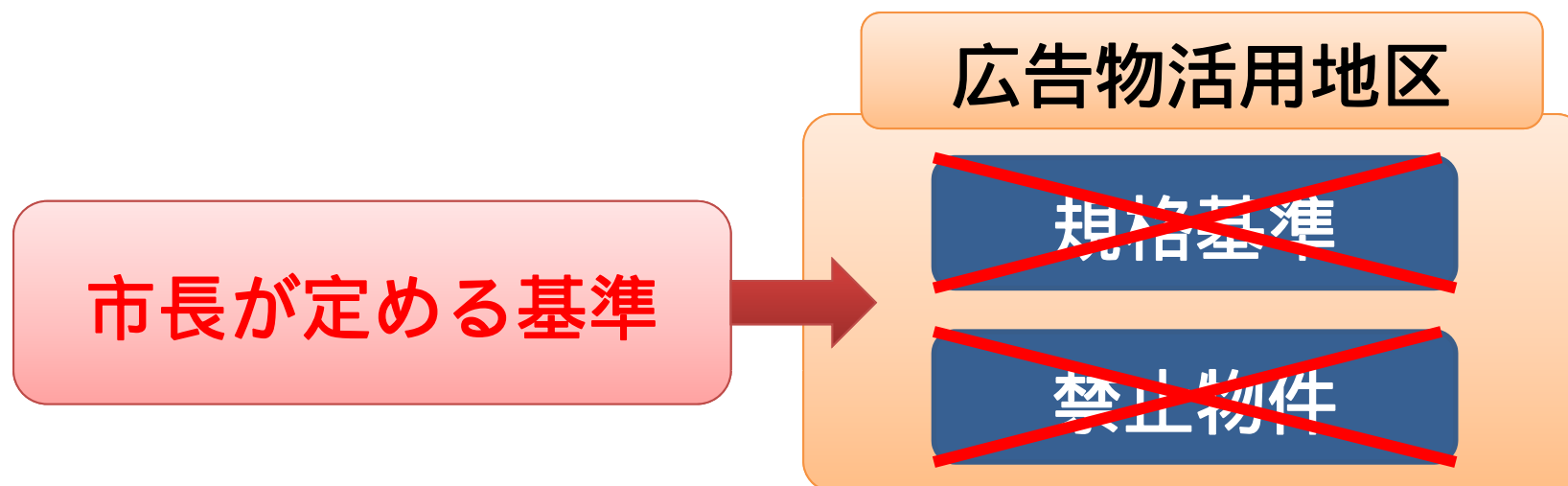
新潟市屋外広告物条例 第13条

市長は、第7条(禁止地域)に規定する地域又は場所以外の区域で、広告物を積極的に活用する必要があると認める区域(以下「広告物活用地区」という。)を指定することができる。

2 広告物活用地区内においては、市長が定める基準に適合した広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第6条(規格の設定)及び第8条(禁止物件)(市長が指定する物件に係るものに限る。)の規定は、適用しない。

広告物活用地区とは

- 広告物を積極的に活用する必要があると認める区域を指定することができる。
- 広告物活用地区内においては市長が定める基準に適合した広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、規格基準と禁止物件の規定は適用しない。



これまでの経緯



要望書の提出

H25. 7

万代シティ商工連合会商店街振興組合
より提出

地元勉強会

H25. 7 ~ 9

対象地区関係者と条例理解及び素案
検討

景観審議会

H25.10

素案の報告

パブリックコメント

H25.11

素案の公表・意見聴取

市議会報告

H25.12

素案の報告

景観審議会

H25.12

意見を反映した案の諮問・答申

告示

H26. 1

広告物活用地区の指定

1. 屋外広告物条例の概要について

(1) 新潟市屋外広告物条例の制定の経緯

(2) 屋外広告物の定義

(3) 屋外広告物の許可について

(4) 屋外広告物の規格基準について

(5) 屋外広告物の禁止物件について



(1) 新潟市屋外広告物条例制定の経緯



新潟市屋外広告物条例制定の経緯



平成8年以前 県条例が適用されていた

平成8年 市条例制定(旧規格基準)

例: 壁面広告
高さ…基準なし
面積…基準なし

この間に、万代地区においてビルボードプレイスやラブラ万代等に屋外広告物を設置(旧規格基準)

平成18年 市条例改正(新規格基準)

例: 壁面広告
高さ…地上から15m以下
面積…設置する壁面面積の4分の1以内

市街地及び郊外を問わず屋外広告物の高さや面積など一律の基準で掲出を許可している。

(2)「屋外広告物」の定義



(2)「屋外広告物」の定義



■ 屋外広告物の定義《4つの要件》

「常時又は一定の期間継続」して表示するもの

「屋外」で「表示」されるもの

「公衆」に「表示」されるもの

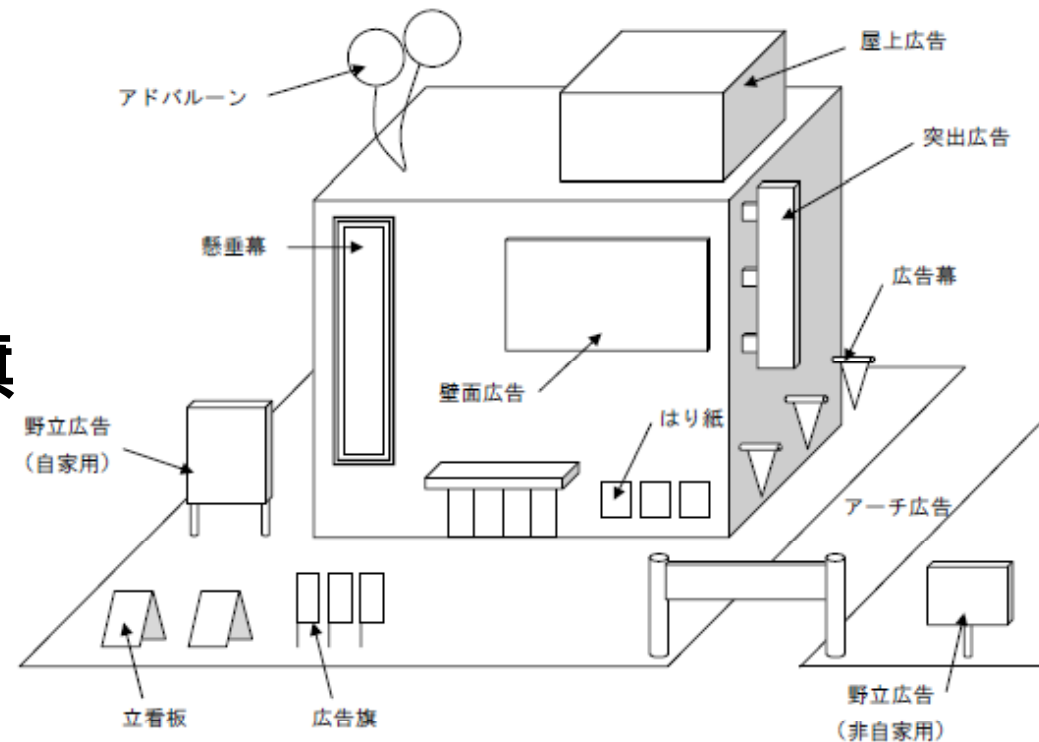
看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または
表示されたもの並びにこれらに類するもの

(2)「屋外広告物」の定義

- ・自分の敷地内にあるもの
- ・営利目的ではないもの
- ・立看板、アドバルーン
- ・はり紙、はり札、広告旗



すべて屋外広告物です！



(3) 屋外広告物の許可について



(4)屋外広告物の規格基準について

～屋外広告物の大きさや高さ等の基準～



(4)屋外広告物の規格基準について

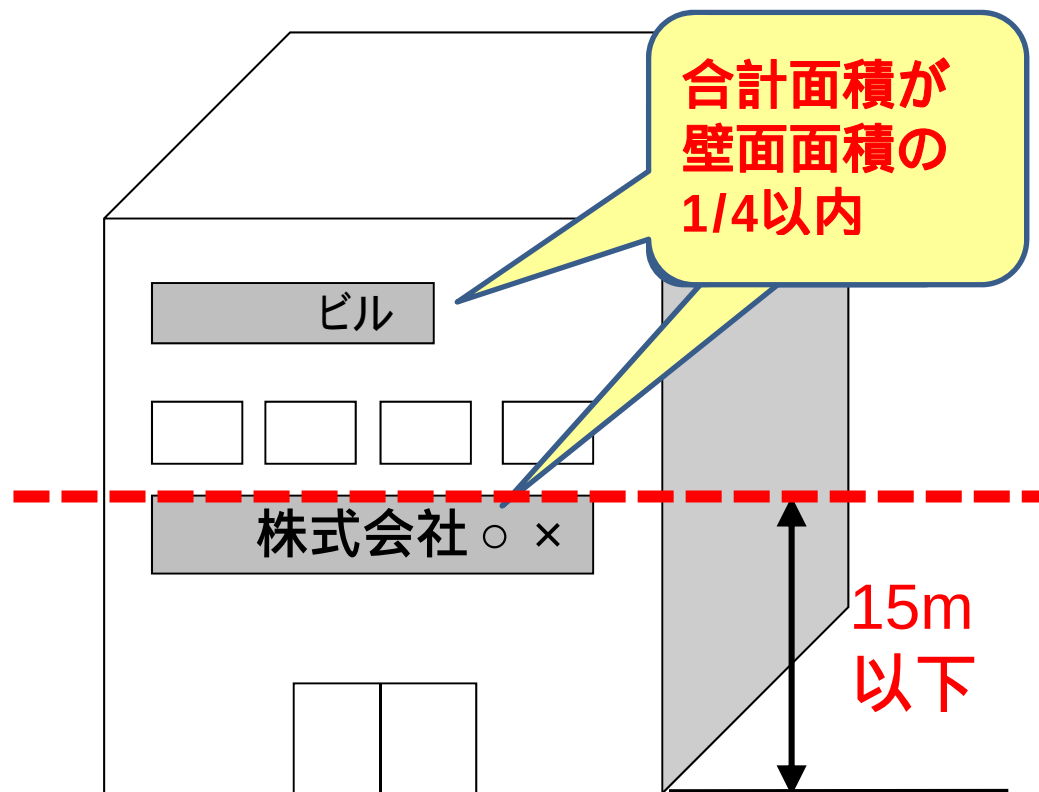
規格基準

設置するための条件として定めた様々な
「規格基準」を守する必要があります。

【主な屋外広告物の規格基準】
壁面広告について

(4)屋外広告物の規格基準について

規格基準(壁面広告)



基準	
高さ	地上からの高さ 15m以下 ただし自家用のビル名称・社章等は除く
表示面積	表示面積は設置する 壁面面積の4分の1以内 投影面積ではなく、各壁面ごとに4分の1とする
表示位置	(1)壁面の端から突出さないものであること。 (2)窓又は開口部をふさがないものであること。
その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(5)屋外広告物の禁止物件について

～屋外広告物を設置できない物～



(5)屋外広告物の禁止物件について

禁止物件

広告物を設置できない「もの(物件)」

橋・トンネル・**高架構造物**・分離帯・交通島及び植樹帯
よう壁の類

街路樹・路傍樹及び新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例第7条第1項の規定により指定された保存樹(指定保存樹有り)

信号機・道路標識・道路上の柵・駒止め・里程標・道路元標・カーブミラー・路上信号制御機・道路情報管理施設・パーキングメーター及びこれらに類するもの

電柱・街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの(指定路線有り)

消火栓・火災報知機及び火の見やぐら

郵便ポスト・電話ボックス及び路上変圧器

送電塔・送受信塔及び照明塔

煙突及びガスタンク・水道タンクその他タンクの類

銅像・神仏像及び記念碑の類

景観重要建造物、景観重要樹木

簡易広告物は、電柱の類やアーケードの支柱などへの設置はできません。

(5)屋外広告物の禁止物件について

禁止物件 広告物を設置できない「もの(物件)」

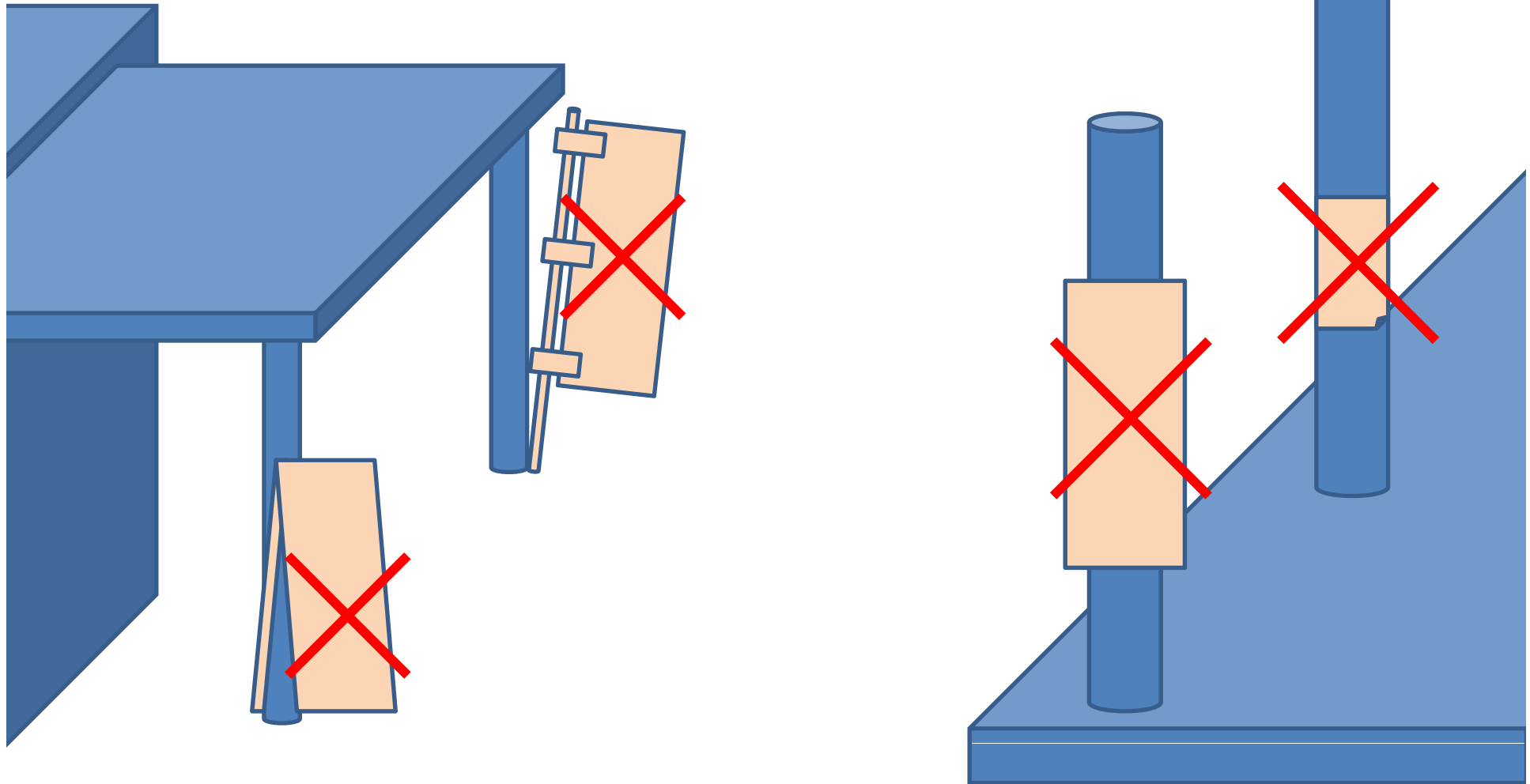
道路上の高架構造物に掲出することはできません。



(5) 屋外広告物の禁止物件について

禁止物件

広告物を設置できない「もの(物件)」



簡易広告物は電柱の類やアーケードの支柱等には掲出できません。

2 . 広告物活用地区素案について

- (1) 広告物活用地区の名称
- (2) 広告物活用地区の目的
- (3) 広告物活用地区の区域
- (4) 広告物活用地区の基準
- (5) 広告物活用地区の自主審査と景観事前協議
- (6) 広告物活用地区の禁止物件緩和

(1) 広告物活用地区の名称



(1) 広告物活用地区の名称



万代シティ広告物活用地区

(2) 広告物活用地区の目的



(2) 広告物活用地区の目的

当該対象地区は、大規模な商業開発により、百貨店や大規模集客施設が建設され、全国展開のブランドを始め、様々な店舗が集積し、市内でも随一の来街者数を誇る商業地区として、最先端の流行や文化に触れることができる地区である。

また、百貨店等の都市型商業施設が集積した配置を活かし、各施設の二階部分をペデストリアンデッキで結んだことによって、信号や段差を気にせず、各施設間及び地区内の回遊を促し、地区全体を一体の街区として、魅力ある歩行者空間を形成してきた。

他にも、各事業主の取り組みにより、植栽や街路灯、防犯カメラなどを設け、来訪者(特に歩行者)にとって、心地よく安全な街路空間の形成に努めてきた。また、バスセンターという交通結節点を有しているため、通勤・通学・移動といった買い物来訪者だけでなく多くの来訪者も商業活動に参加できる地区である。

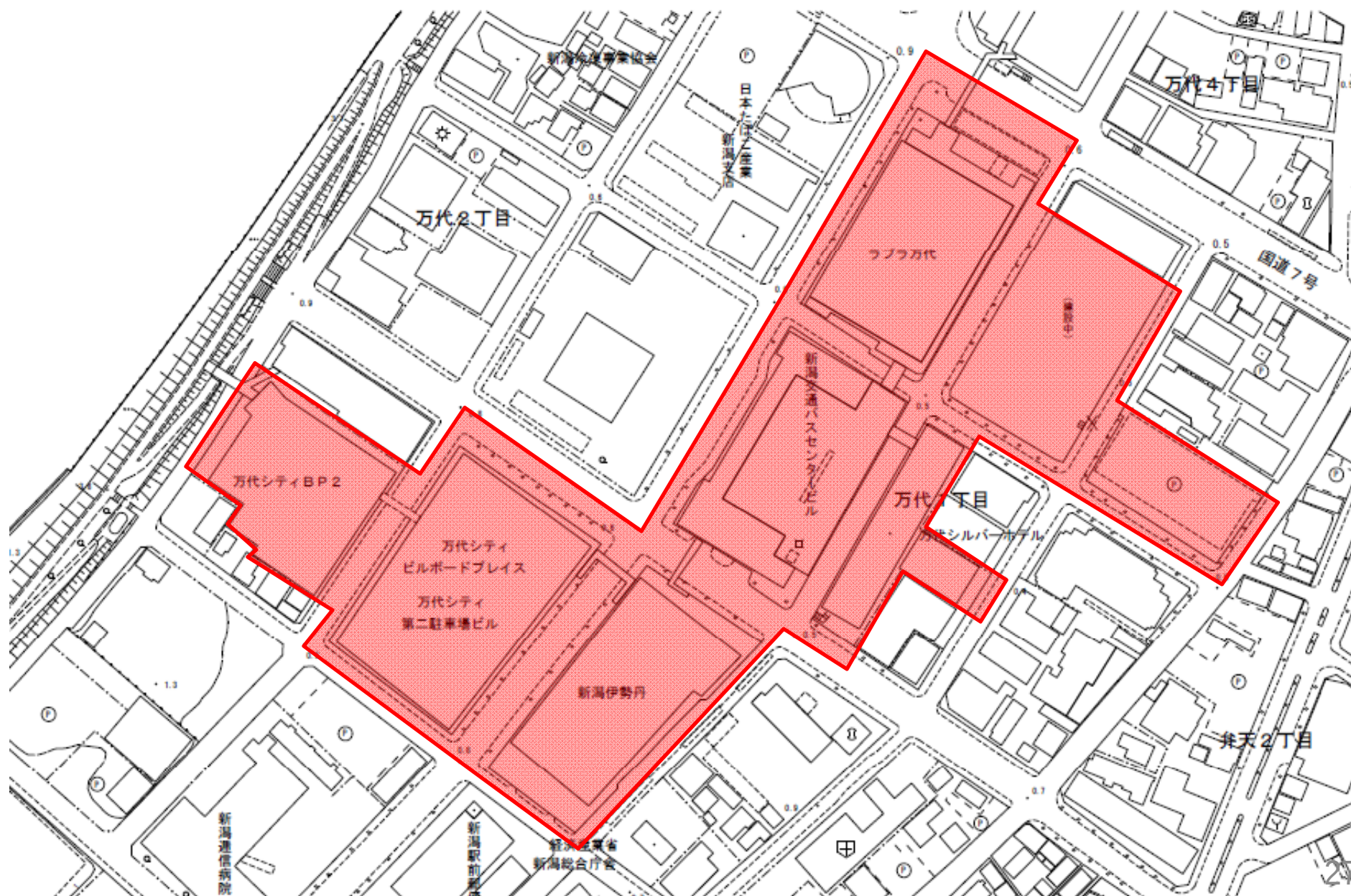
(2) 広告物活用地区の目的

今後、ますます人々が訪れる地区となることを見込み、地区内の利用者や来訪者に向けて、地区内の魅力や景観を維持又は向上させるべく、屋外広告物を活用し、明るく安全なイメージを保ちながら、街並みにあったデザイン性の高い広告物を掲出することで、商業活動を元気にし、地区内での活動をさらに活性化させることを目的とする。

(3) 広告物活用地区の区域



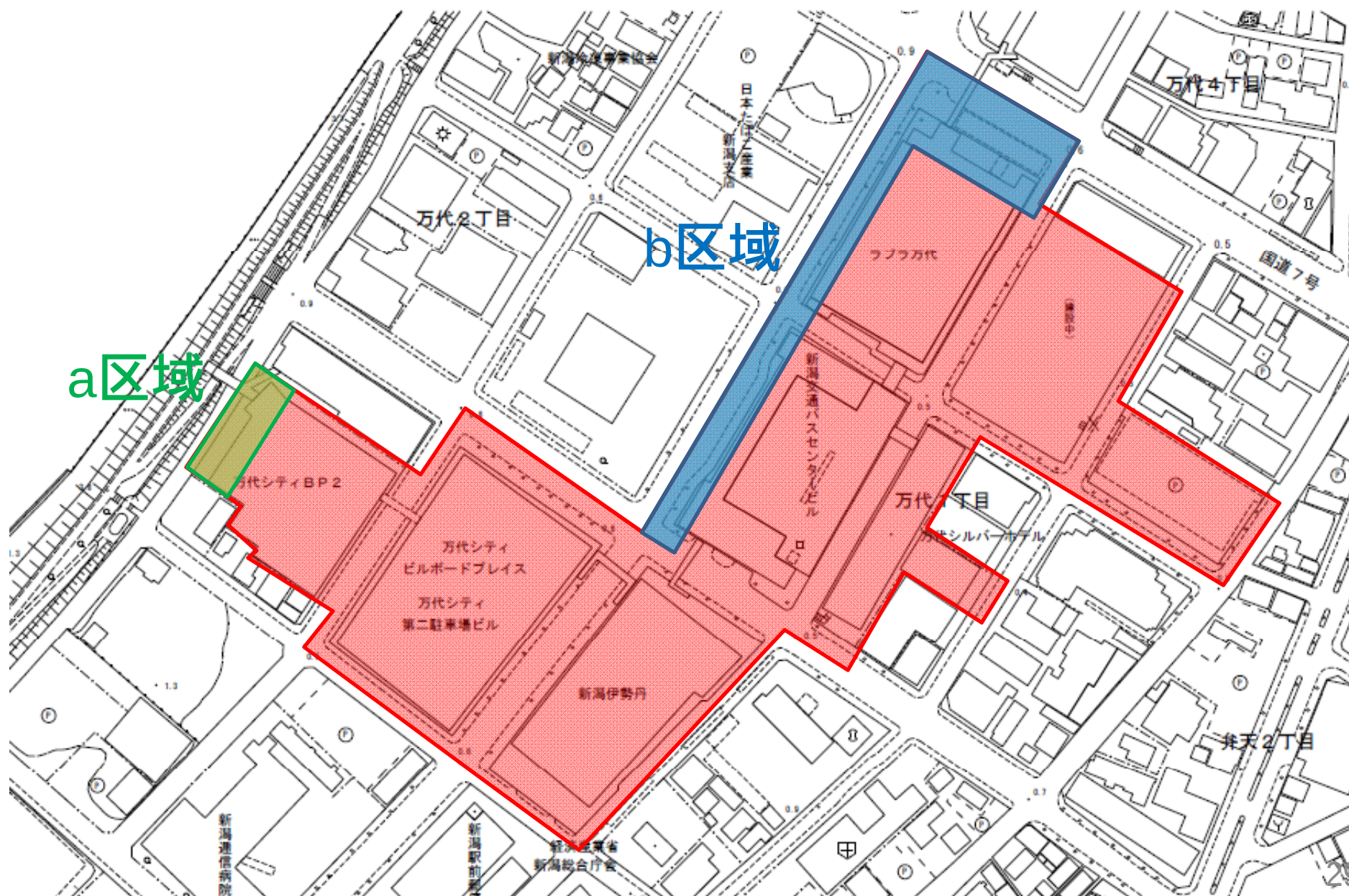
(3) 広告物活用地区の区域



(4) 広告物活用地区の基準



対象範囲





(4) 広告物活用地区の基準

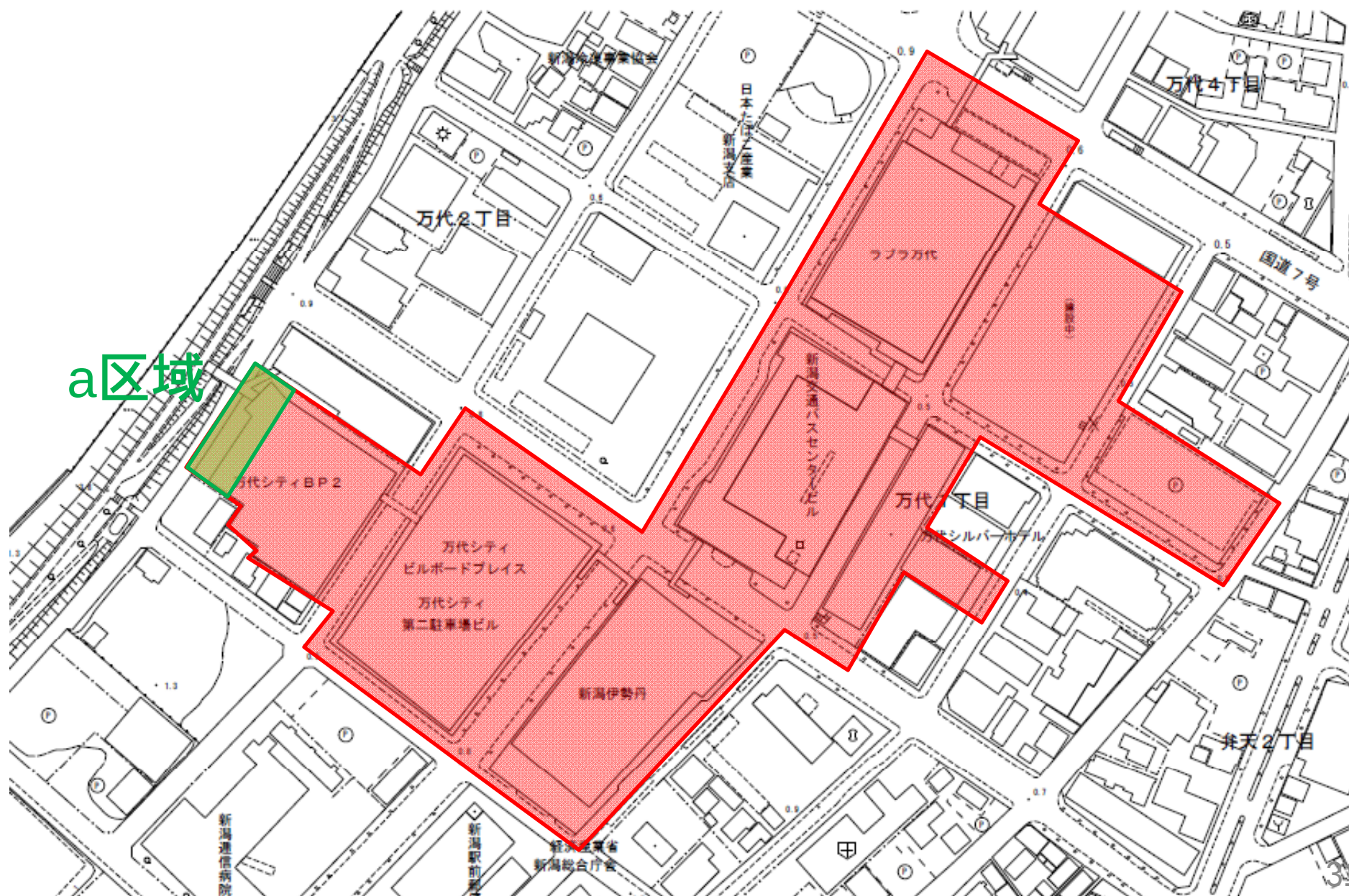
● 活用区域内の壁面広告

以下の規格に従い、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼす恐れのないものであること。

建築物 又は工作 物を利用 するもの	種類 壁面広告 (「壁面広告」とは、建築物又は 工作物の外壁面に固定して設 置するもの(外壁面から突き出 すものを除く。)及び外壁面に固 定して設置された堅牢な枠組(懸垂装置等を除く。)を利用して 表示する布状のものをいう。)	基準	
		高さ	規制なし
		表示面積	規制なし
		表示位置	(1)壁面の端から突出さない ものであること。 (2)窓又は開口部をふさがな いものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を 使用しないこと。

ただし、次頁からのa区域、b区域における広告物については、この限りではない。

対象範囲



(4) 広告物活用地区の基準



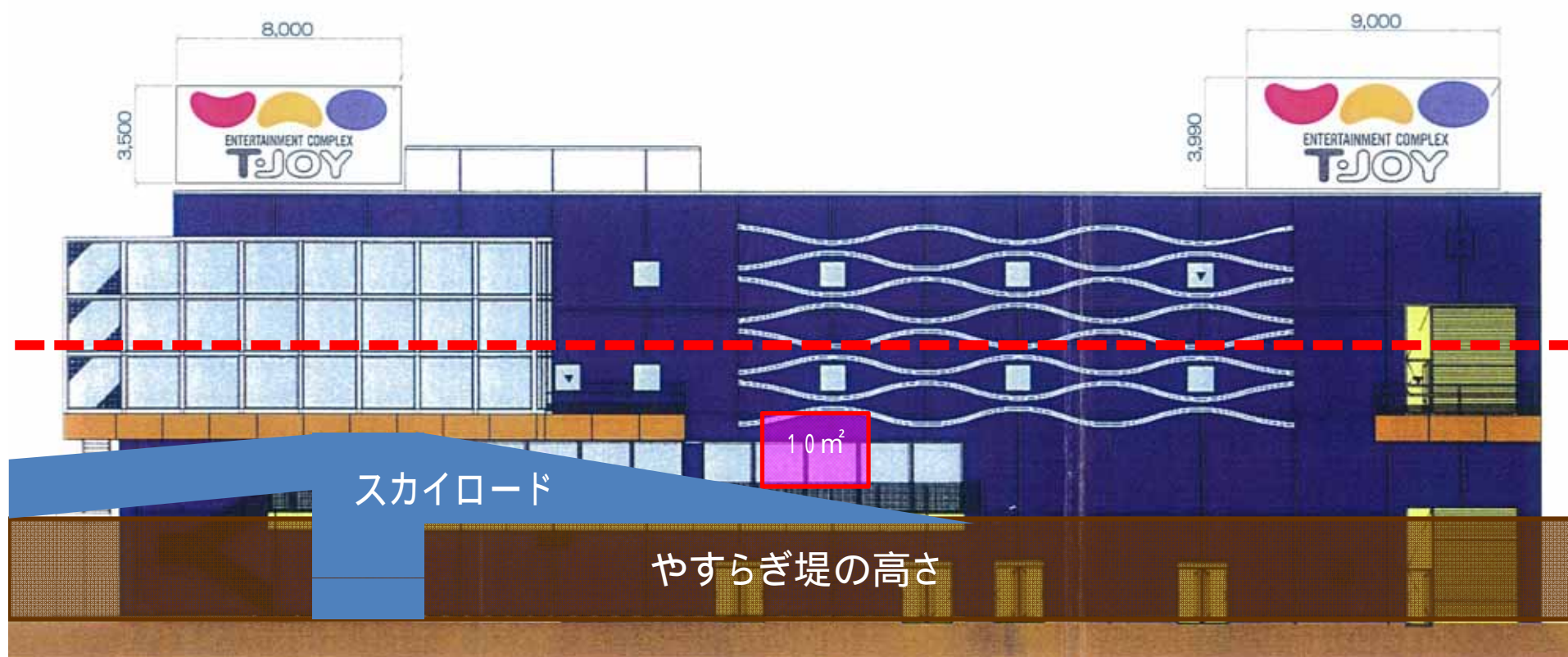
【a区域】市道八千代幸西線の道路中心線から20mの範囲

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	<u>地上からの高さ10メートル以下</u>
		表示面積	<u>総表示面積10平方メートル以内</u>
		表示位置	(1)壁面の端から突出さないものであること。 (2)窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	(1)けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 <u>(2)自家用広告物であること。</u>
	屋上広告	設置しない ただし、この告示の施行の日前に表示され、又は設置されている屋上広告について、改修、移転又は改造を行わない場合は、この限りではない。	

(4) 広告物活用地区の基準

【a区域】市道八千代幸西線の道路中心線から20mの範囲

----- 地上からの高さ10mのライン



(4) 広告物活用地区の基準



【b区域】

国道7号の道路中心線から40mの範囲及び

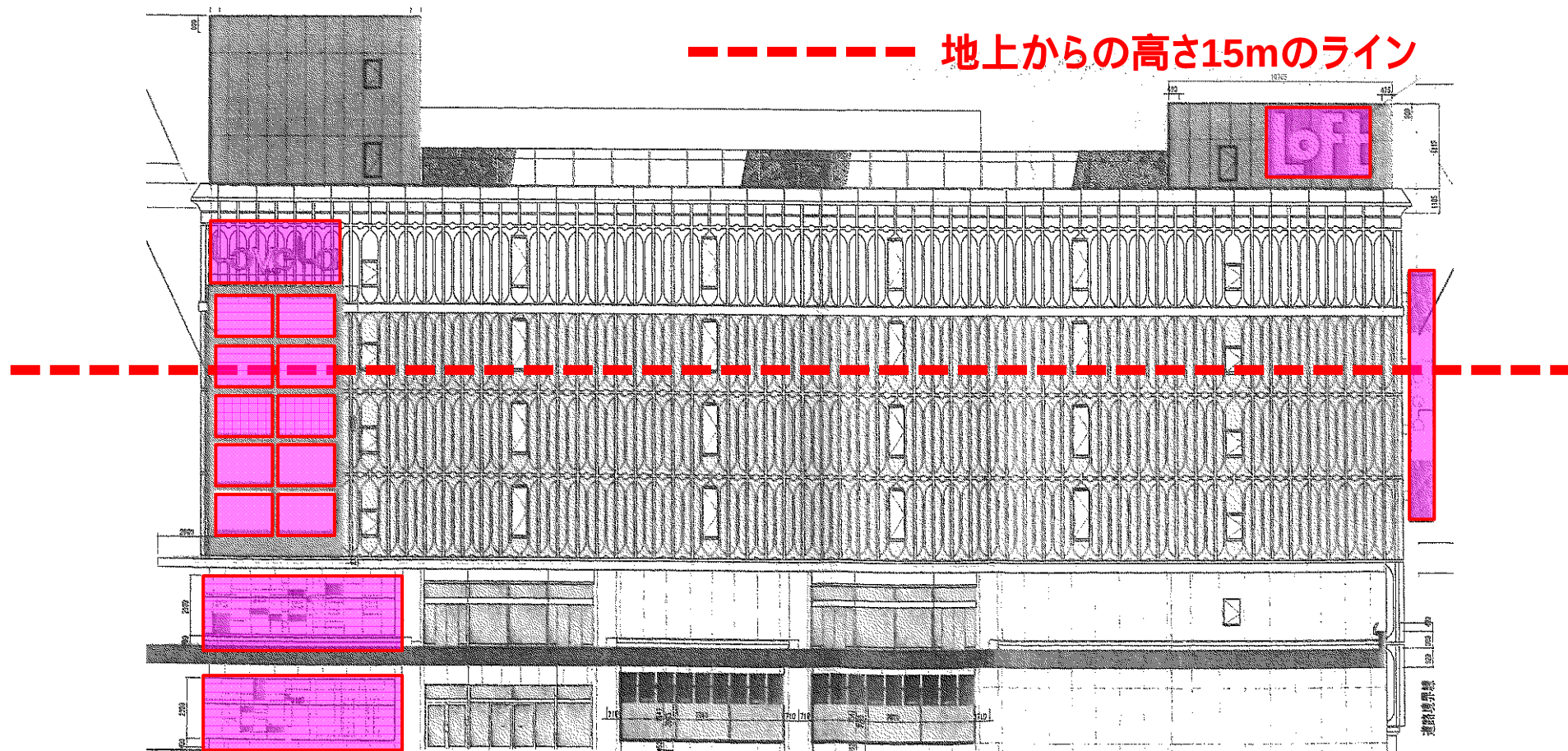
国道7号～八千代1号線及び弁天町線の道路中心線から15mの範囲

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	壁面広告	高さ	<u>規制なし</u>
		表示面積	<u>壁面の総面積の4分の1以内</u>
		表示位置	(1)壁面の端から突出さないものであること。 (2)窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(4) 広告物活用地区の基準

【b区域】

国道7号の道路中心線から40mの範囲及び
国道7号～八千代1号線及び弁天町線の道路中心線から15mの範囲



高さの規制はなく、道路に面する壁面の総面積の1/4以内で掲出

(5) 広告物活用地区の 自主審査と景観事前協議





○ 通常の壁面広告(高さ15mを超えるもの)

規格基準の適用

高さ15m以下・面積は壁面の1/4以内等の規定を適用

景観事前協議

高さ15mを超えるものは景観事前協議の手続き

許可申請

協議終了の通知書を添付し、許可申請

許可証交付

手数料納付後、許可証交付される

他の法令手続き

建築基準法等の関係法令手続き後、広告物を施工



活用区域内の壁面広告(高さ15mを超えるもの)

規格基準の適用

高さ規制なし・面積規制なし等の規定を適用

自主審査

自主審査規定による承認印

景観事前協議

高さ15mを超えるものは景観事前協議の手続き

許可申請

協議終了の通知書を添付し、許可申請

許可証交付

手数料納付後、許可証交付される

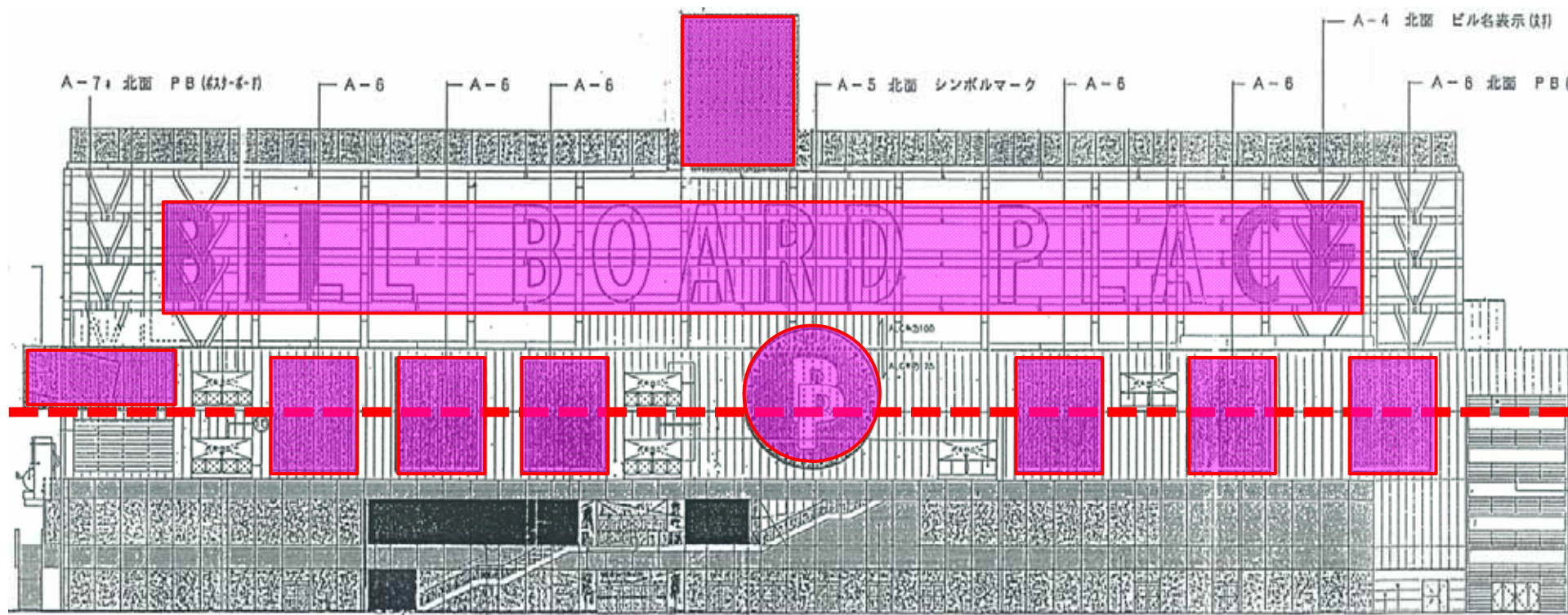
他の法令手続き

建築基準法等の関係法令手続き後、広告物を施工

(5) 広告物活用地区の景観事前協議

活用地区内の屋外広告物について

----- 地上からの高さ15mのライン



15m以上の屋外広告物を掲出する場合は、自主審査の承認を受けてから、現行法どおり景観事前協議を受ける。



-1 a区域内の壁面広告

規格基準の適用

高さ10m以下・総表示面積10㎡以内等の規定を適用

自主審査

自主審査規定による承認印

景観事前協議

壁面広告は全て景観事前協議の手続き

許可申請

協議終了の通知書を添付し、許可申請

許可証交付

手数料納付後、許可証交付される

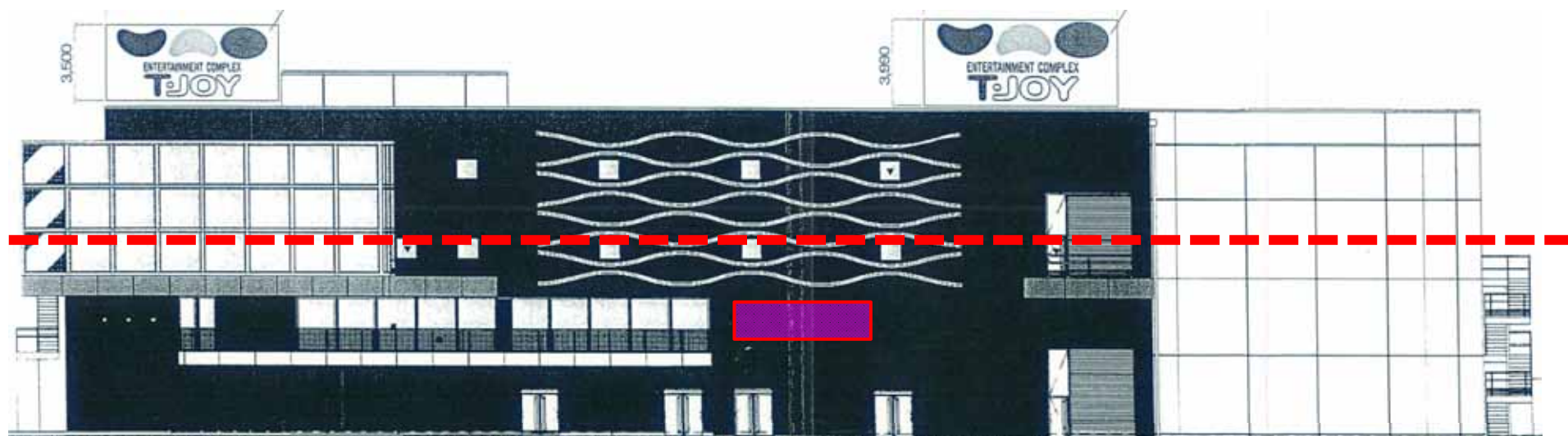
他の法令手続き

建築基準法等の関係法令手続き後、広告物を施工

(5) 広告物活用地区の景観事前協議

-1 a区域内の屋外広告物について

----- 地上からの高さ10mのライン



壁面広告を掲出する場合は、全て景観事前協議を受ける。



-2 b区域内の壁面広告

規格基準の適用

高さ規制なし・面積は総壁面の1/4以内等の規定を適用

自主審査

自主審査規定による承認印

景観事前協議

壁面広告は全て景観事前協議の手続き

許可申請

協議終了の通知書を添付し、許可申請

許可証交付

手数料納付後、許可証交付される

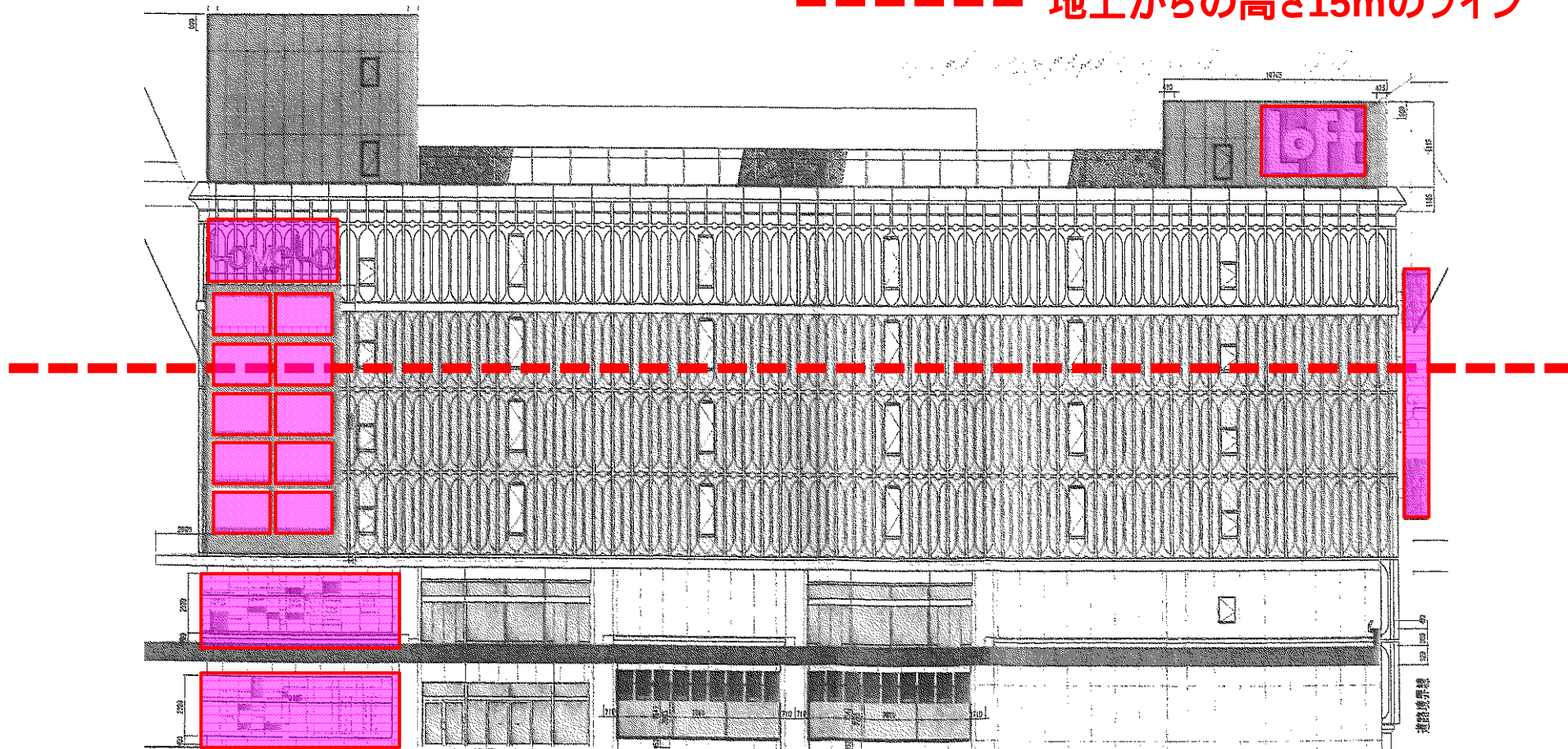
他の法令手続き

建築基準法等の関係法令手続き後、広告物を施工

(5) 広告物活用地区の景観事前協議

-2 b区域内の屋外広告物について

----- 地上からの高さ15mのライン

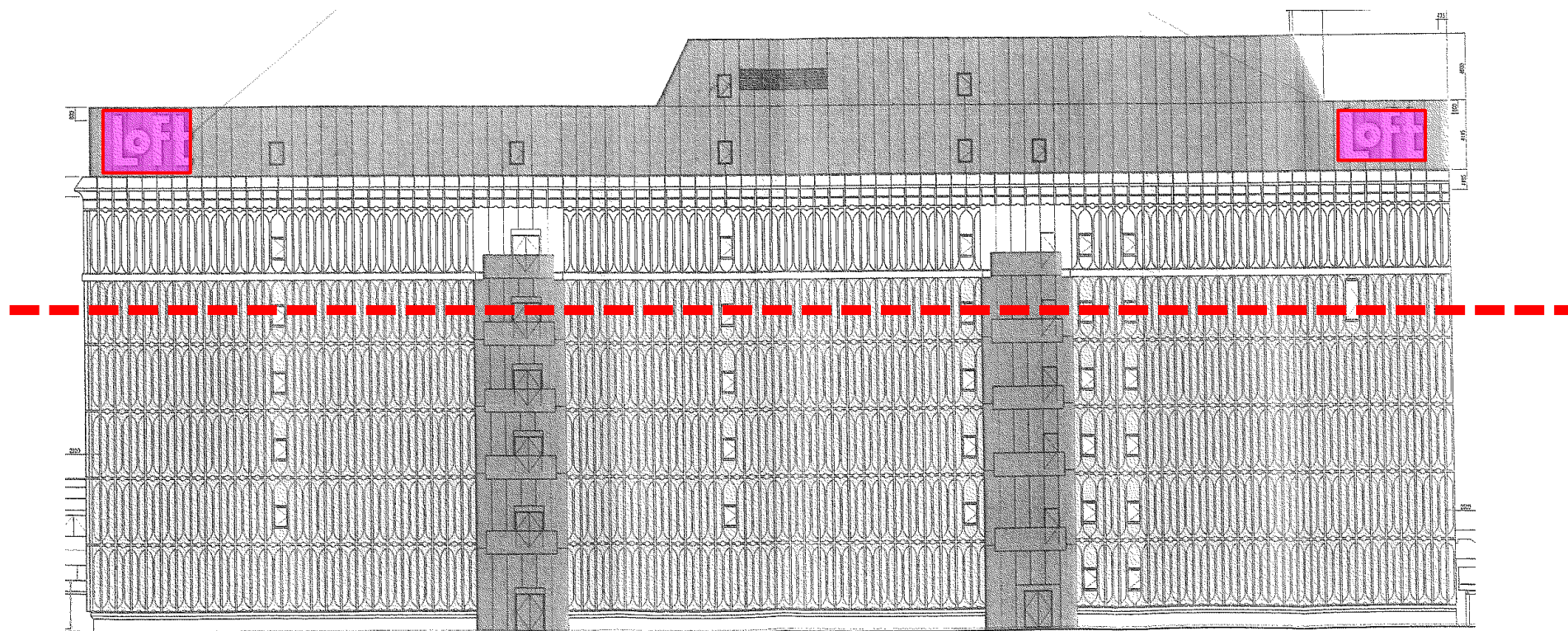


壁面広告を掲出する場合は、全て景観事前協議を受ける。
(壁面広告以外は現行法どおり15m以上とする。)

(5) 広告物活用地区の景観事前協議

-2 b区域内の屋外広告物について

----- 地上からの高さ15mのライン



壁面広告を掲出する場合は、全て景観事前協議を受ける。
(壁面広告以外は現行法どおり15m以上とする。)

(5) 広告物活用地区の景観事前協議

-2 b 区域内の屋外広告物について



壁面広告を掲出する場合は、全て景観事前協議を受ける。
(壁面広告以外は現行法どおり15m以上とする。)

(6) 広告物活用地区の禁止物件緩和



(6) 広告物活用地区の禁止物件

禁止物件の緩和

条例第8条第1項1号は適用しない
(ただし、a区域及びb区域は除く)



**高架構造物(連絡通路)に広告物を設置
することが可能**

4 どこにでも設置してもいいの？

禁止物件の緩和

条例第8条第2項は適用しない
(ただし、a区域及びb区域は除く)

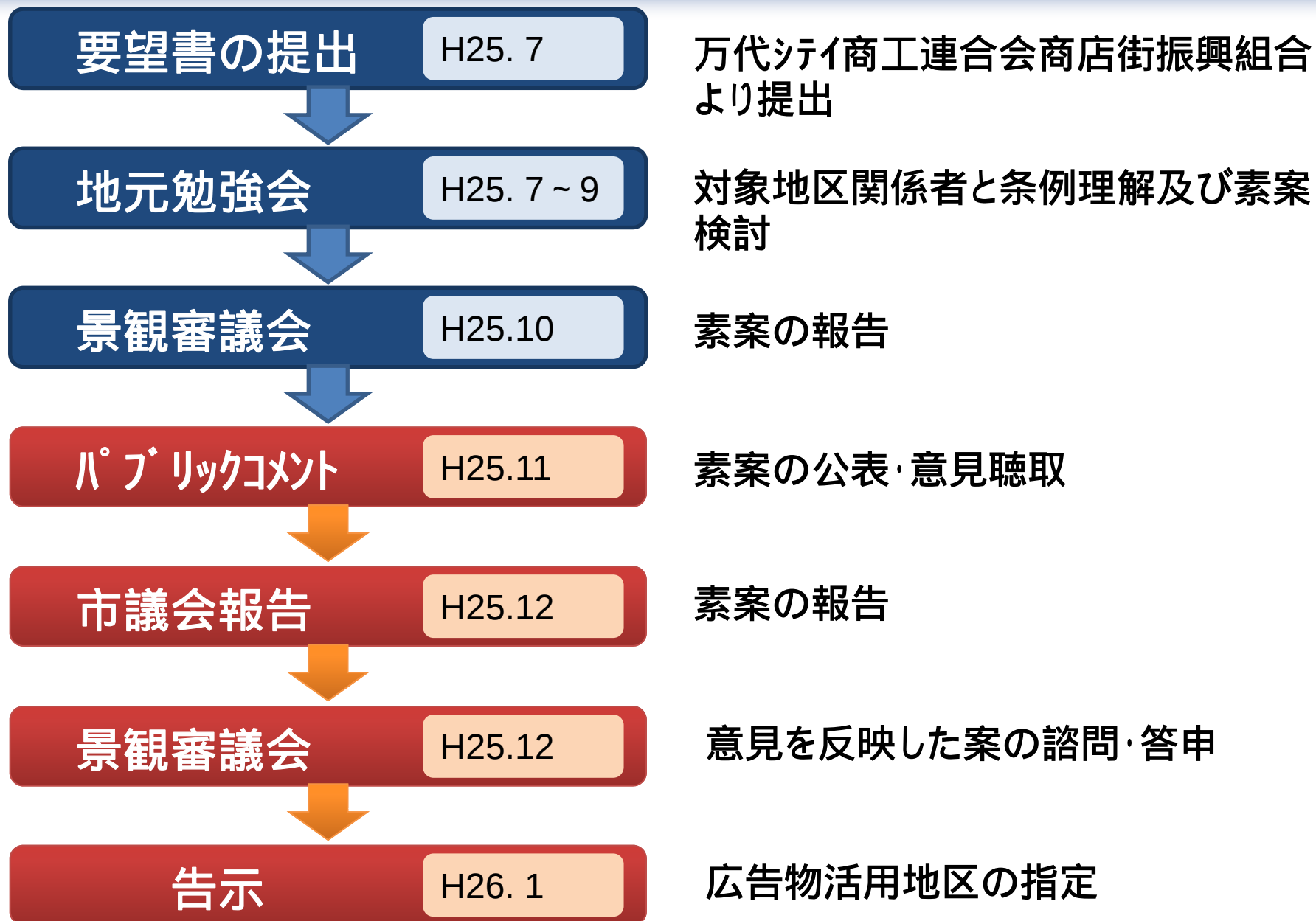


簡易広告物を、電柱の類やアーケードの支柱などへの設置することが可能

3 . 今後のスケジュール



広告物活用地区指定にむけて今後のスケジュール



萬代橋周辺における事業の進め方

【第22回 新潟市景観審議会】

1_萬代橋周辺地区都市再生整備計画事業

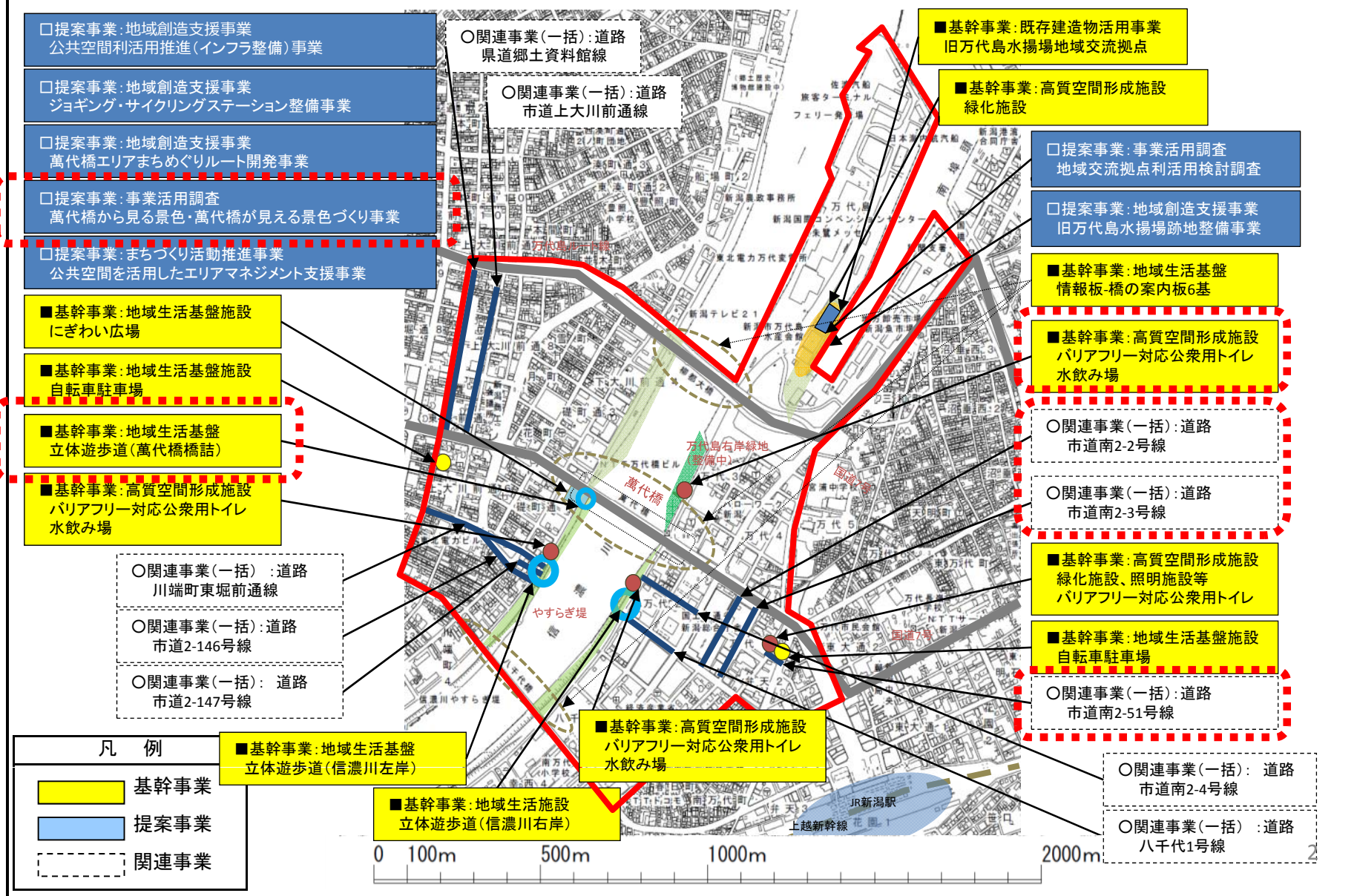
2_事業の進め方

3_景観への配慮と視点

平成25年10月24日(木)

1_萬代橋周辺地区都市再生整備計画事業

目標	都心軸と自然軸が交差する萬代橋周辺ならではの魅力を活かしたまちなか空間の創出	代表的な指標	萬代橋の歩行者・自転車通行量 (人・台/日)	7,542 (H22年度)	→	7,900 (H29年度)
	目標1: まちなかと信濃川、みなとを結びつけ、回遊性の高い歩行者空間を創る		道路空間を活用した事業活動 (回/年)	4 (H23年度)	→	10 (H29年度)
	目標2: 萬代橋周辺の公共空間を、新たににぎわい空間として活用する		やすらぎ堤の利用稼働率 (%/年)	34% (H23年度)	→	50% (H29年度)
	目標3: 信濃川が育む良好な景観と開放感のある水辺空間を創る					



萬代橋左岸橋詰立体遊歩道事業

1 目的

萬代橋ややすらぎ堤とまちなかを結び、回遊性が高く安心安全な歩行者空間の創出を目的とする。

2 計画(案)

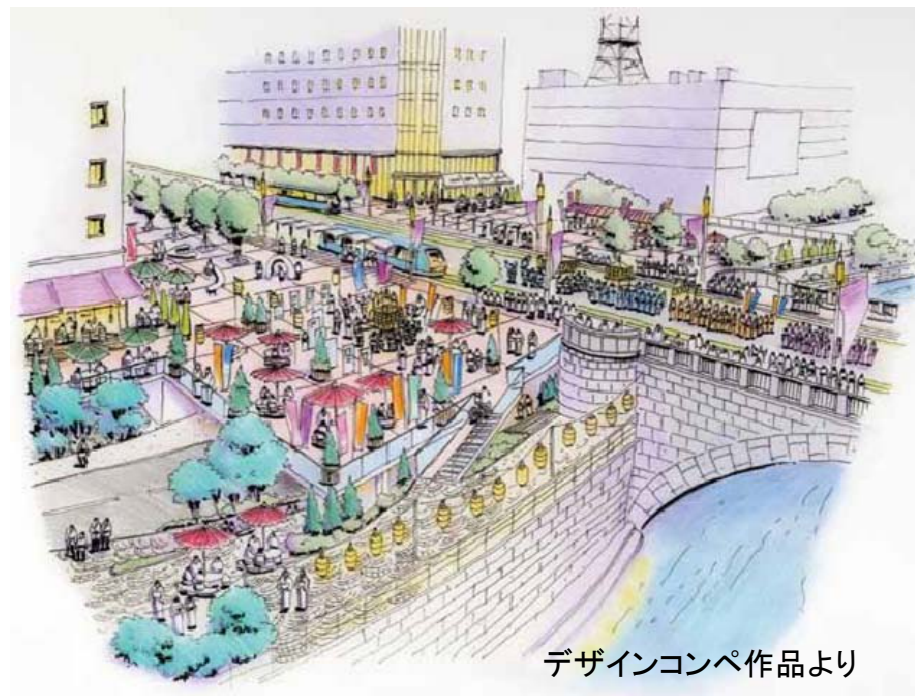
ホテル前よりやすらぎ堤への進入路・小休憩スペース

3 行程(案)

H25 景観検討・予備設計、関係機関協議

H26 詳細設計など

H27 整備



デザインコンペ作品より



2_事業の進め方

現時点での作業

1_現状の把握

➤ 基本条件の確認、資料収集

□ 立地条件 □ 現場の制約 □ 各種計画等との整合

➤ 現地調査

2_条件整理

➤ 景観への配慮

➤ 関係機関との調整

3_形式の整理

➤ 景観検討が可能な橋梁形式・構造の整理

4_デザイン案
の作成

➤ 複数のデザイン案を作成

5_デザイン推
奨案の選定

➤ 推奨案を選定

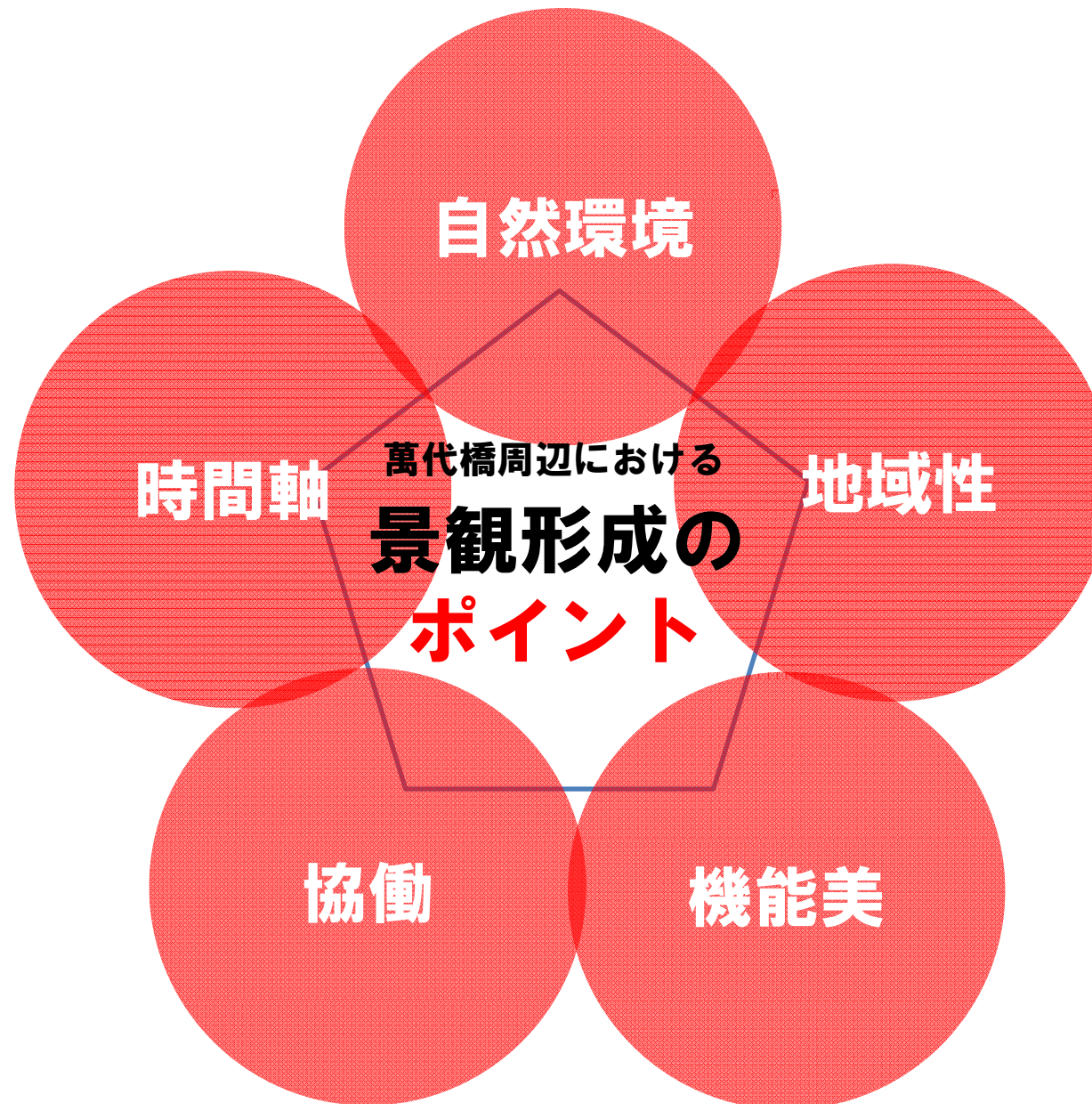
6_具体の設計

➤ 複数のデザイン案を作成

事業の推進

意見の集約

3_景観への配慮と視点



3_景観への配慮と視点

キーワード	視点	萬代橋周辺について
自然環境	☐ 自然が演出する風景と人工構造物との調和を考える。	● 信濃川の水辺、流れ、川幅が広い ● やすらぎ堤緑地、みなと緑地 ● 河口に近接している ● 気象条件（風、日照、気温など） ● 保存樹
地域性	☐ 地域の歴史・文化を考える時には、祭事等の情緒的なものや文化的な地域らしいことも対象として目を向けることを考える。	● 都心軸の中心部に位置し、都心軸と自然軸が交わる場所 ● 市内で最も歩行者が多い橋 ● 萬代橋誕生祭、萬代橋サンセットカフェを開催 ● にいがた祭り、シティマラソン、チューリップフェスティバルの舞台
時間軸	☐ 季節などの変化や長期的な時間の流れを考える。	● 昭和4年竣工、国の重要文化財に指定 ● 初代～3代にかけて新潟のまちをつないできた歴史 ● 湊町文化 ● 新潟地震 ● 重要文化財指定記念事業
機能美	☐ 安全・安心の機能を確保し、景観との調和を図る。	● 国道7号、やすらぎ堤との回遊性向上 ● 安全な道路横断ルートの確保 ● 川岸道路は高さ3.2m車両規制 ● 橋詰広場 ● 民間事業者の所有物
協働	☐ 地域の人と一緒に議論することを考える。	● まちなか再生本部の報告書 ● 萬代橋周辺まちづくり協議会における意見交換 ● 地域・住民、市民との意見交換